

常任委員会

Q & A

Q 農業集落排水を公共下水道へ接続して一元化する計画があるが、完成予定はいつごろか。

A 今年度に財産処分申請を行い、農林水産省の承認が得られれば設計、工事となります。令和9年度の完成を予定しています。

Q 町道の横断歩道や停止線など白線が消えているところがあるが、定期的に調査などは行っているか。

A 横断歩道や停止線は警察署の管轄になりますが、町でも現場を巡回しながら確認をするようにしています。修繕が必要な場所については、警察署に随時連絡をしています。また、緊急を要する場合は、町で対応することもあります。



Q 出産育児一時金について、町長が必要と認めるときは3万円を上限に支給額に加算ができるとあるが、どのような場合を想定しているのか。

A 分娩に関連して子が重度の脳性麻痺を発症した場合等に加算するものです。

Q 学校整備事業でアスベスト調査委託料が計上されたが、内容について伺いたい。

A 令和6年度に開校を予定する統合小学校について、既存の校舎や施設を改修するにあたり、アスベストが含まれている場所がないか調査を行うものです。

ピックアップ Q & A

介護（予防）住宅改修費を増額補正

Q 対象者は。

A 要介護、又は要支援の認定を受けている方です。

Q どのような住宅改修が対象になりますか。

A 手すりの取り付けや段差解消などです。

Q 手続の方法は。

A まずはケアマネジャーに相談をしていただき、住宅改修が必要である場合は工事費の見積書等を添えて町へ事前申請を行います。町の承認を受けた後に工事、費用の支払をしてください。その後、領収書等を添えて町へ支給申請を提出し、町が現地確認を行い支給を決定します。

Q 支給限度額はありますか。

A 20万円を上限に改修費の9～7割を支給します。



介護（予防）住宅改修費については、左のQRコードから詳細な説明を見ることができます。

